

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和5年10月12日

日本ゴールボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】 「中長期基本計画書」を策定している。</p> <p>【審査基準(2)について】 「中長期基本計画書」を当協会HPにて公表している。 参考URL：<a href="https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/">https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</a></p> <p>【審査基準(3)について】 計画策定に当たり、各部署の会議により、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	中長期基本計画書 2022年度第3回・第4回 定例理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】 「中長期基本計画書」の中で、人材の採用及び育成に関する計画を策定している。</p> <p>【審査基準(2)について】 「中長期基本計画書」において、組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。 参考URL：<a href="https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/">https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</a></p> <p>【審査基準(3)について】 計画策定に当たり、各部署の会議により、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	中長期基本計画書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)(2)について】</p> <p>正味財産増減計算書及び貸借対照表にて財務状況の健全性を公表し、中長期基本計画書において財務状況と総会員数の推移と今後の業績予想を公表している。自己財源について、東京オリンピックパラリンピックの影響も多分にあり、請負収益も増加したことから増収に転じたが、2021年は新型コロナ感染拡大及び東京パラリンピック終了に伴い減収となった。</p> <p>2022年も感染収束が見込めないことから収益事業は減収と予想される。</p> <p>2024年に向けて、新しい生活様式をとりながら積極的な事業展開を行っていく。</p> <p>【審査基準(3)について】</p> <p>計画策定に当たり、顧問税理士のもと、総務財務部及び理事会にて役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	中長期基本計画書 財務の健全性確保に関する計画
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>当協会としては、会員の意見を踏まえ、一昨年より、理事選挙を実施することになった。幅広い会員の意見を収集し、反映させるために、任期2年ごとに選挙を行うことが、適切な組織運営に繋がると考える。</p> <p>選出された理事の推薦により内部・外部理事を招聘することで、外部理事の目標割合、女性理事の目標割合の達成を目指す。</p> <p>当協会は現状として女性理事の割合が60%、外部理事の割合が20%であるが、2023年度に任期を迎えることから、次年度から目標割合を女性理事の割合を40%、外部理事を25%として理事会の総意を得ている。</p>	役員規程 協会役員名簿(ホームページ内に掲載： <a href="https://jgba.or.jp/about-us/director-list/">https://jgba.or.jp/about-us/director-list/</a> ) 2022年度第6回定例理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会では評議員会を設置していないため、本審査項目は適用されない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会ではアスリート委員会規程に基づきアスリート委員会を設置している。 少なくとも年1回以上、議案が生じた場合に適宜開催し、選手からの意見をアスリート委員が集約し、総会および理事会に提言することができる体制を構築している。 また、アスリート委員は、アスリート委員会規程の定める基準を満たすものから理事会に諮って会長が委嘱する。任期は2年とするが、8年を最長として再任を妨げない。委員長は理事会に出席し、発言する権利が与えられている。	2023年度一般社団法人 日本ゴールボール協会組 織体制 アスリート委員会規程 議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款には3名から15名で理事会が構成されると明記されているが、現時点で小規模法人であることから、組織運営を円滑に行うため、理事選挙案内文にて5名に設定している。また、会員数の増加に伴い、理事選挙案内文を見直しながら、定数を定款に合わせた形で人数の拡充を目指す。理事選挙案内文に定められている定数5名によって構成されている。	定款第23条 理事選挙案内文 協会役員名簿（ホーム ページ内に掲載： <a href="https://jgba.or.jp/about-us/director-list/">https://jgba.or.jp/about-us/director-list/</a> )

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	2023年度より理事就任時の年齢制限を70歳と設定し、ただし法人運営、業務遂行上必要とされるものに対しては例外を設けるが、その割合が全体の20%を超えないこととする。	役員規程 理事選出規程 2022年度第6回定例理事会議事録
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員の新陳代謝を図る仕組みを設けるが、その割合が全体の20%を超えないこととする。	役員規程 理事選出規程 2022年度第6回定例理事会議事録
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	当協会には独立した諮問委員会は存在せず、役員については理事選出規程によって理事選挙で選ばれる。理事選挙には選挙管理委員会を設置し、選挙管理委員会規程に基づき、3名の選挙管理委員が正会員の中から委嘱される。	理事選出規程 選挙管理委員会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	「コンプライアンス管理規程」、「選手・スタッフ行動規範」を制定し、公開している。 公開URL： <a href="https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/">https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</a>	コンプライアンス管理規程 選手・スタッフ行動規範
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	「コンプライアンス管理規程」、「経理に関する規程」、「理事会運営に関する規程」、「入会規則」、「会費規則」等を制定し、これらに沿って組織運営をおこなっている。 また、「定款第4章 社員総会」において、社員総会の運営に関する規程を設けている。 入会規則、会費規則については以下のURL参照。 <a href="https://jgba.or.jp/support/membership/">https://jgba.or.jp/support/membership/</a> 定款については以下のURL参照。 <a href="https://jgba.or.jp/aboutus/">https://jgba.or.jp/aboutus/</a>	コンプライアンス管理規程 経理に関する規程 理事会運営に関する規程 入会規則 会費規則 定款第4章 社員総会

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	「リスク管理ガイドライン」、「文章管理規程」、「個人情報取扱規程」、「ハラスメントの防止に関する規程」、「選手・スタッフ行動規範」、「通報相談窓口利用案内」、「選手等の不服申立規程」などを制定し、公開している。	リスク管理ガイドライン 文章管理規程 個人情報取扱規程 ハラスメントの防止に関する規程 選手・スタッフ行動規範 通報相談窓口利用案内 選手等の不服申立規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款第29条に基づき、当協会の役員は無報酬であるため、役員の報酬に関する規程は整備していないが、職務遂行及び責任上、対価を支給することが妥当と認められるものについては、国内出張旅費規程、謝金に関する規程に基づき算定した額を報酬等として支給することができる。	定款第29条 国内出張旅費規程 謝金に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第42条に基づき、財産管理規定を整備している。 また、財産管理に係る規程として貸出規程、謝金に関する規程を整備している。	定款第42条 貸出規約 謝金に関する規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	「マーケティング活動に関する規程」を整備し、これに準じて活動している。	マーケティング活動に関する規程



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>【審査基準(1)(3)について】</p> <p>「強化指定選手選考規程」、「日本代表選手選考規程」を整備し、これに沿って公平かつ合理的な選考を行っている。</p> <p>また、日本代表スタッフについても「日本代表スタッフ派遣に関する規程」に基づき公平かつ合理的に選出される。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>「マーケティング活動に関する規程」において、選手の肖像権について規定している。</p> <p>また、「日本代表選手選考規程」において、不服申し立てについての条項を設けている。</p>	<p>強化指定選手選考規程</p> <p>日本代表選手選考規程</p> <p>日本代表スタッフ派遣に関する規程</p> <p>マーケティング活動に関する規程</p> <p>選手等の不服申立規程</p>
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<p>令和4年度より「公認審判員制度」を設け、「公認審判員規程」、「公認審判員制度細則」を整備し、これに準じて主催大会における審判員の公平な選考、派遣を行っている。</p>	<p>公認審判員制度</p> <p>公認審判員規程</p> <p>公認審判員制度細則</p>
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>当協会には法務に関する顧問弁護士と契約を行っており、事案が発生した際、担当理事が速やかに各委員会を立ち上げ、状況把握に努めるとともに、顧問弁護士の指示の元、問題解決に努める体制を確保している。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。</p>	<p>2023年度一般社団法人</p> <p>日本ゴールボール協会組織体制</p> <p>ハラスメントの防止に関する規程</p> <p>役員及び会員懲戒等に関する規程</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準(1)について】 コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。</p> <p>【審査基準(2)について】 コンプライアンス委員会規程を制定し、その役割や権限事項を明確に定め、顧問弁護士の指導の下、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。</p> <p>【審査基準(3)について】 コンプライアンス委員会の構成員に1名以上の女性委員を配置することをコンプライアンス委員会規程にて明記し、配置している。</p>	2023年度一般社団法人 日本ゴールボール協会組 織体制 コンプライアンス管理規 程 コンプライアンス委員会 規程 コンプライアンスに関し ての議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の構成員に顧問弁護士を配置し、外部の学識経験者を委員として選任することをコンプライアンス委員会規程に明記している。	2023年度一般社団法人 日本ゴールボール協会組 織体制 コンプライアンス委員会 規程



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けのコンプライアンス教育情報を展開しているが、視聴記録は取っておらず、実施の有無の把握に至っていない。次年度以降は実施記録を残すことを徹底する。	R5年度JPCインテグリティ研修実施要項

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者に対して、アンチドーピングや禁煙、SNS利用に関する研修会など、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施し、受講後にはレポートを提出する流れとしている。	R5年度JPCインテグリティ研修実施要項
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けのコンプライアンス教育情報を展開しているが、視聴記録は取っておらず、実施の有無の把握に至っていない。次年度以降は実施記録を残すことを徹底する。	R5年度JPCインテグリティ研修実施要項
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	司法書士、顧問弁護士、税理士のサポートを受けることができる体制を構築している。	2023年度一般社団法人日本ゴールボール協会組織体制

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵守 すること	当協会では「経理に関する規程」を遵守するとともに、規程内にも明記されているように、3カ月に一度、経理執行状況を理事会に報告することを原則とし、理事会はその施行状況を常に監査することに務めている。 また、当協会では内部監査人と外部監査人を設置しており、特に協会内での財務執行状況を外部監査人にチェックしていただく体制を取っている。外部監査人の選定理由として、学識経験者、法務に特化した監査人を任命した。内部監査人については会員の中から選定し、競技に精通している者を選任し、設置している。	経理に関する規程 2023年度一般社団法人 日本ゴールボール協会組 織体制 協会役員名簿（ホーム ページ内に掲載： <a href="https://jgba.or.jp/about-us/director-list/">https://jgba.or.jp/about-us/director-list/</a> ) 監査報告書 経歴書
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求めら れる法令、ガイドライン等を遵 守すること	当協会ではJSC競技力向上事業助成金、JSCスポーツ振興基金助成金、日本財団助成金を受けており、経理に関する規程に従って適切な経理作業を行っている。	正味財産増減計算書 貸借対照表 経理に関する規程 令和5年度競技力向上事 業【JPC事務手引き】 審査結果通知（男子・女 子） スポーツ振興基金助成金 交付要綱 2023年度パラリンピッ ク競技団体組織運営・管 理基盤支援助成金募集要 項

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	決算終了後、透明性を確保する観点から、すべてのステークホルダーに情報公開を行い、適切な開示を行っている。 公開URL : <a href="https://jgba.or.jp/aboutus/financial-statements/">https://jgba.or.jp/aboutus/financial-statements/</a>	正味財産増減計算書 貸借対照表

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考および日本代表スタッフの選定については、当協会ホームページから情報開示を行っており、変更点なども含め、顧問弁護士から助言をいただきながら、関係者に随時説明を行っている。 公開URL： <a href="https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/">https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</a>	強化指定選手選考規程 日本代表選手選考規程 日本代表スタッフ派遣に関する規程 強化選手スタッフ誓約書
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等は、当協会のホームページにより公開する。 公開URL： <a href="https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/">https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</a>	スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査自己説明・公表書式

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役員規程および利益相反管理規程に基づき、利益相反の管理監督を徹底している。利益相反取引の承認には理事会の決議が必要である。なお、契約案件については、理事会で適切な判断を行い、必要に応じて相見積もり等を請求し、理事会で決定することになっている。 選手、指導者に対する利益相反については、日本代表選手選考規程にて整備している。	役員規程 利益相反管理規程 日本代表選手選考規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを作成し、ホームページ上に公開している。	利益相反ポリシー



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p><b>【審査基準 (1) について】</b>            通報相談窓口を協会内に設置し、利用案内をホームページにて公開している。            公開URL : <a href="https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/">https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</a></p> <p><b>【審査基準 (2) について】</b>            「コンプライアンス管理規程」第5条、「ハラスメントの防止に関する規程」第9条に基づき、プライバシーの保護、守秘義務に務めている。</p> <p><b>【審査基準 (3) (4) について】</b>            「個人情報取扱規程」により情報管理を徹底するとともに、「コンプライアンス管理規程」第5条、「ハラスメントの防止に関する規程」第3条にて、通報者のプライバシー保護と、相談者が不利益を受けないよう、明記している。</p> <p><b>【審査基準 (5) について】</b>            「ハラスメントの防止に関する規程」第4条にて研修の開催義務を明記してある。</p>	コンプライアンス管理規程 ハラスメントの防止に関する規程 通報相談窓口利用案内 個人情報取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	当協会に設置している通報窓口については、コンプライアンス委員会を中心に組織を整備していることから、必要に応じ顧問弁護士に相談できる体制を取っている。	コンプライアンス管理規程 ハラスメントの防止に関する規程 通報相談窓口利用案内 2023年度一般社団法人日本ゴールボール協会組織体制 コンプライアンス委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手順を定め、周知すること	<p>「役員及び会員懲戒等に関する規程」を整備し、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手順を定め、ホームページ上にて周知している。</p> <p>公開URL：<a href="https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/">https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</a></p> <p><b>【審査基準(3)について】</b>                  処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程に定めている。</p> <p><b>【審査基準(4)について】</b>                  処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由等が記載された書面にて告知することを規程に定めており、不服申立手続の可否、その手続の期限等は規程内に明記している。</p>	役員及び会員懲戒等に関する規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	「役員及び会員懲戒等に関する規程」第5条、「コンプライアンス管理規程」第8条に基づき、処分審査に関してはコンプライアンス委員会が見解をまとめ理事会で公正適切に判断を行い、かつ当該者に弁明の機会を与え、必要に応じて第三者委員会の招集ができるとしている。 コンプライアンス委員会は外部の学識経験者を必ず1名選任することで中立性および専門性を有している。	役員及び会員懲戒等に関する規程 コンプライアンス管理規程 コンプライアンス委員会規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準(1)について】 日本障がい者スポーツ協会を通じて、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。</p> <p>【審査基準(2)について】 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</p> <p>【審査基準(3)について】 選手選考に関する異議申し出について7日以内の期限を設けているが、自動応諾条項を制限するものではないことを「日本代表選手選考規程」に明記している。</p>	選手等の不服申立規程 日本代表選手選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	「役員及び会員懲戒等に関する規程」において異議申し出の条項を作成し、「選手等の不服申立規程」においてスポーツ仲裁機構の自動応諾条項を設けている。	役員及び会員懲戒等に関する規程 選手等の不服申立規程 日本代表選手選考規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	「リスク管理ガイドライン」を策定し、第三章にて不祥事対応の一連の流れと、必要に応じて第三者委員会に外部委託する旨を明記している。	リスク管理ガイドライン

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していません。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会は設置していません。	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在、競技をしている地方団体は存在しているが、加盟関係には至っておらず、加盟団体は存在していない。今後の加盟申請については、協議中である。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現在、競技をしている地方団体は存在しているが、加盟関係には至っておらず、加盟団体は存在していない。今後の加盟申請については、協議中である。	